

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課開発指導係
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成に関する工事の変更の許可(市街化区域内における宅地造成に関する工事で、変更後の宅地造成に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール以上の場合)
②	法令名	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の宅地造成等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第12条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)
		添付の有無
⑦	経由機関名	所管土木事務所長
⑧	協議機関名	市町村等
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)44日
		経由機関
		協議機関
		当該処分機関
⑪	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑫	備考	

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課開発指導係
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成に関する工事の変更の許可(市街化調整区域内における宅地造成に関する工事の場合)
②	法令名	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の宅地造成等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第12条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)
		添付の有無
⑦	経由機関名	所管土木事務所長
⑧	協議機関名	市町村等
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)44日
		経由機関
		協議機関
		当該処分機関
⑪	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑫	備考	

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課開発指導係
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成に関する工事の変更の許可(市街化区域内における宅地造成に関する工事で、変更後の宅地造成に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール未満の場合)
②	法令名	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の宅地造成等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第12条第1項
⑤	処分権者	所管土木事務所長(委任先)
⑥	審査基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	市町村等
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)30日)
		経由機関
		協議機関
		当該処分機関
⑪	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑫	備考	